



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 30 日（水曜日）号外 第 44 号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第1031号

令和 2 年宮崎県告示第 977 号の 2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和 2 年 12 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 日向市美々津（五反丸、永田、新川、新宅、前ノ原、田久保、前田、竹ノ内、宮ノ下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富之塚、橋之本、浜山、川尻、南石並、北石並、中別府、西別府、沖別府、黒岩、房ノ下、本行房、上ノ瀬、風原、九日田、天神原、天神面、原口、柳田、美山ヶ辻、三月田、麻附、大丸、鹿場、井手口、中原）、東郷町山陰甲（庭田のうち日向灘沿岸北部広域農道の以東の区域、山ノ口、寺迫、落鹿、日平、向原）
 - イ 都農町川北（狐穴、土矢原、境谷、又猪野、又猪野原、下中河原、心見大還上、上ノ原、山末大原、宮川、寺迫、中村、寺迫北原、山末、山末北原、綾織水下、寺迫下原、中尾、寺迫平下、山末村下、浜道挾、寺迫浜田、山末浜田、堀の内、堀内村下）、美々津町（永田）
 - ウ 川南町川南（岩の本、大塚山、尾鼻、明原、大和、大久保、ヨゴ松、光、塩付、向原、豊原、住田、名貫、昭和、東原）